

1. 令和8年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

農業農村を取り巻く情勢は、国内の少子高齢化・人口減少による農業者の減少や農村集落機能の低下、農地の荒廃リスクの拡大、気候変動による高温や渇水、大規模自然災害の頻発化・激甚化、世界人口の増加による食料需要の増大、世界的な物価高騰などに直面しており、厳しさが増している。

このような中、国では、令和6年6月に食糧安全保障の強化、農業の持続的発展、輸出促進を目指し、「食料・農業・農村基本法」が改正されたことを受け、土地改良法（令和7年4月）、「食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）」が相次いで改正された。また、農業構造転換集中対策期間（令和7年度から令和11年度）で実施する具体的な対策を盛り込み、令和7年9月に新たな土地改良長期計画を策定したところ。

県では、時代の変化に対応し、夢や希望にあふれ、幸せを実感できる「新しい茨城」を創り上げていくため、「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」を平成30年11月に策定し、県政運営を進めてきたが、令和8年4月に、新たに第3次茨城県総合計画を策定した。農業については「強い農林水産業の実現」を掲げ、農家1戸あたりの所得向上を図る取組等を進めていくこととしている。また、概ね2050年までの中長期的な視点をもった本県農業の指針として令和5年5月に、「茨城農業の将来ビジョン」を新たに策定し、米や野菜、畜産といった品目別の目指すべき姿や水田農業の構造改革に向けた土地改良事業の在り方などを示している。令和8年度以降このような観点・方向性を踏まえ、施策の展開を図っていく。

1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

① 低コストで生産性の高い水田の基盤づくり

水田農業の生産コストを低減するため、ほ場の大区画化等を進めるとともに担い手への集積・集約化を進める。また、用水のパイプライン化やICT等を活用し、水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

② 高品質な青果物の安定生産に向けた畑地の基盤づくり

畑作営農の効率化を図る区画整理や、高品質な青果物の安定生産に向けた国営用水を活用した畑地かんがい施設の整備を進めるため「畑地帯総合整備事業」を推進する。

2 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

③ 農業水利施設の計画的な長寿命化対策

農業水利施設の機能を安定的に発揮するため、老朽化が進む基幹的農業水利施設について、機能診断結果や長寿命化計画に基づき、「かんがい排水事業」等により施設の補修・更新を推進するとともに、小規模な末端の農業水利施設については「土地改良施設維持管理適正化事業」等により老朽化の状況に応じた適切な長寿命化対策を促進する。

④ 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「農村地域防災減災事業」等を推進する。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、豪雨災害が頻発・激甚化し、水害リスクの増大が懸念されるため、防災重点農業用ため池に係る防災工事や水田が有する雨水貯留機能を高め、下流の市街地・住宅等の洪水被害や内水氾濫の被害の軽減を目指し田んぼダムの取組を拡大する。

3 農村の価値や魅力の創出

⑤ 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した加工品開発や都市農村交流など、地域活性化につながる取組に挑戦する人材の確保・育成を図るとともに、地域産品の主要な販売拠点である農産物直売所等交流拠点の利用促進等を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進する。

⑥ 地域共同による農地、水路、農道等の維持管理等

「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農地や水路、農道などの地域資源を適切に保全管理する地域ぐるみの共同活動等の持続可能な組織体制の強化・維持を支援する。

⑦ 豊かで住みよい農村環境づくりの推進

農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため、「農業集落排水事業」等を推進する。また、老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため、施設管理者が実施する機能診断調査や対策工事等を支援する。

人口減少や施設の維持管理費の増大に対応し、農業集落排水施設の統廃合等による維持管理費用の削減や施設稼働率の向上を図る。

⑧ 鳥獣による被害対策の推進

広域化する鳥獣被害の対策として「鳥獣被害防止総合対策事業」を推進し、地域住民による集落環境の点検や共同での侵入防止柵の設置など「地域ぐるみ」の防止活動に加え、ICTを活用した捕獲活動の効率化など、市町村における有害鳥獣捕獲活動等を支援する。

これらに加えて、農業農村整備事業を推進する取組として、土地改良区の体制強化を図り、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全する体制を構築するため、「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」により、土地改良区の合併等の再編整備や水土里ビジョンの策定を推進する。

また、農業農村整備事業の有効性や効果を農業者や県民に理解してもらうための広報活動に重点的に取り組むとともに、工事受注者が情報化施工技術の活用に積極的に取り組めるよう、農業農村整備事業工事の発注体制を整える。

【参考】

農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

【国の施策】

